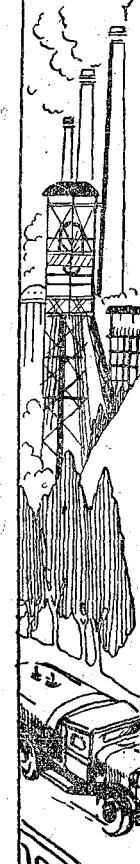


時論

土木建築請負業統制私案

中川幸太郎



目次

請負業統制趣旨

請負業統制要綱

一、工事統制官廳

二、工事統制支廳

三、日本請負工事統制株式會社

四、地方請負工事統制株式會社

五、經理費ノ分布率

六、業者ニ對スル特典

七、工事配給系統圖

請負業統制趣旨

國防の充實、生産力の擴充は其の根幹をなすべき基礎的建設事業の完全遂行に據らざるべからざるは論を俟たざる所である。而して基礎的建設事業は主として土木建築に關する各般の施設にして其運營完璧を期せざるときは、各種事業の成果に至大の影響を及ぼし引ては高度國防國家建設上一大蹉跌を招來するの危険を伴ふものである。

然るに現在建設事業運營の衝に當るものは企業者側を除き、約四萬五千人の土木建築請負業者と其使用人、職工、人夫を合せ約二百萬人の同胞である。彼等は毎年參拾五億圓以上の請負工事を擔當し時局下益々營業の繁多を見んとする情勢にあれども、其經營依然として舊套を脱せず投機的利潤又は獨善的利潤追求の狀態に放任さるゝが如き傾向にして天下之を顧みず企業者又獨善的慣行を改めず、自由主義的投機的經營を默認し、私益追求に走らしむるが如きは國家總力を發揮すべき新體制理念に背馳するのみならず、綜合的計劃經濟の遂行に矛盾撞着せんとするものである。

他の各般の業界が經濟新體制確立の要綱に基き着々改組統制せられんとする秋に當り、獨り請負業者のみが舊體制舊制度に屈從するが如きは國家目的遂行上一大障礙なりと斷ぜざるを得ないのである。斯くの如きは現行法制の不備缺陷と從來企業者側の冷淡遍變なる態度と、業者自身の素質性行等に基因すべきも、畢竟、業者自身の報國的精神の發揚を阻止せんとするものである。業者元より公益優先、職域奉公、臣道實踐の理念に燃え其請負經營の合理化に對しては滿腔の創意と責任とを傾注し時局に際し一億數倍の底力を發揮せんと希望する者なれども、現行請負制度たる最低價格（公低價格以下）競争落札制度下に於ては、建設工事を通じ社會國家に盡したる報酬と見做さるべき僅少の手數料さへ確保するを得ず建設後の損益は投機的思惑のみに左右さるが如き狀態である。之れが爲めに一建設工事の完了を見るに至るまでは企

業者側との間に幾多の磨擦相剋を重ね、工事に關する不祥事件は今尙抜本的に根絶せしむるを得ざるを憂ふるものである。時局は寸時も斯かる情勢を放置するを許さざるは勿論之を改善刷新すべきを要請するものである。故に請負事業本來の公共性に鑑み業者をして、他の商工業者と同様一日も早く國家目的遂行に勇躍協力せしむる様國に於て指導啓發せらるべきものと信ず。而して請負業運營に關しては全國一元的の統制機構を速に確立せられんことを希望するの餘り、茲に一私案を提唱し天下同憂諸賢の明察批判を乞はんとするものである。

請負業統制要綱

國に於て工事統制廳とも稱すべき獨立官廳を設け各道府縣に其支廳を設置し、企業者たる軍部、各省、各官公署、公共團體、各種團體、民間等に於て請負に附すべき土木建築工事は一切工事統制官廳を經由し、同廳より主として業者を以て構成する（代表者並に常務役員は業者にあらざる者とす）日本請負統制株式會社をして企業者より集まる全工事を共同引受をなさしめ、同社は特種工事を除く外は各道府縣に一ヶ所づゝ請負業者を以て構成する（代表者並に常務役員は業者にあらざる者とす）各地方請負工事統制株式會社（子會社）をして夫々共同引受をなさしめ、同子會社より各業者の實績に應じて工事を割當施工せしむる建前とす。各業者の實績の調査決定は工事統制官廳に於て擔當するものとす。

工事の割當方法は重點主義によるも業者の實績は將來の成績により増減案配するものとす。

請負方法は從來の競争入札制度を全廢し新たに實費精算請負制度となすが爲めに業者の損害を防止し、僅少適正なる手數料を收得せしむるものとす。此れが爲めに現行會計法規請負法規等を改善すると共に、工事統制官廳の創設に伴ひ關係諸法規の制定を要するものとす。

以下各職制、業務、經理費等の概要につき述べんとす。

一、工事統制官廳

職務制

本廳には總裁一名を置き親任とし、副總裁一名を置き勅任とす。總務部、工事部、勞資部、技術部を設け各部長は勅任とす。各部に所要の數課を設け課長は奏任とす。各課に事務官、技師、主事、屬、技手、書記、傭員を置く。

業務

- (一) 企業者たる軍部、各省、各官公署、公共團體、各種團體、民間等の土木建築に關する請負工事にして、一ヶ所拾萬圓以上の工事を重點主義により日本請負工事統制株式會社をして共同引受をなさしむるものとす。
- (二) 業者の實績の調査決定、増減修正、將來の成績の調査、工事割當基礎の調査等をなすものとす。
- (三) 企業者側より集まる實費精算、請負工事費の査定をなすものとす。
- (四) 業者の請求に係る工事出來高に對する工事費假拂の斡旋をなすものとす。
- (五) 職工、人夫の配給統制をなすものとす。
- (六) 工事用資材の蒐集配給の斡旋統制をなすものとす。
- (七) 技術、單價、歩掛等の研究、調査をなすものとす。
- (八) 業者の技能、資力、經營方法、其從業員、其器具機械等の調査をなすものとす。
- (九) 工事從業員の使用備用の斡旋をなすものとす。
- (一〇) 勞働者の副利共濟事業の遂行をなすものとす。

(一) 各企業者との聯絡協調、紛争の調停等をなすものとす。

(二) 法令の研究、改廢、統計資料の蒐集、工事史の編纂、官報、職員録、業者並に従業員名簿の發行等をなすものとす。

(三) 營業の免許をなすものとす。

經理費

工事統制官廳並に同支廳の業務運營の經費は實費精算請負工事費の千分の五を日本請負統制株式會社並に地方請負統制株式會社より手數料として納付せしむるものとす。其方法は工事施行を引受けたる業者より工事着手と同時に其工事費の千分の五を前記會社を經由して其都度豫納せしめ、工事竣工後精算するものとす。假に全國に一ヶ年四拾億圓の請負工事が完成するものとせば、本廳一ヶ年の經理費は二千萬圓となる。但し不足せる場合は國庫負擔とす。

II、工事統制支廳

職制

各道府縣に工事統制支廳を設け支廳長一名を置き勅任とす。本廳に準じ各部を設け部長は奏任とす。各部に所要の敷課を設くるものとす。

業務

(一) 企業者たる軍部、各省、各官公署、公共團體、民間等の土木建築に關する請負工事にして、一ヶ所拾萬圓未滿の工事を本廳の指揮を受け重點主義により其地方請負統制株式會社をして共同引受をなさしむるものとす。

(二) 企業者より集まる實費精算請負工事費の査定をなすものとす。

(三) 業者の請求に係る工事出來高に対する工費假拂の斡旋をなすものとす。

- (四) 職工、人夫の配給統制をなすものとす。
- (五) 工事用資材の蒐集配給の斡旋統制をなすものとす。
- (六) 技術、單價、歩掛り等の研究、調査をなすものとす。
- (七) 業者の技能、資力、經營の方法、其の従業員、其の器具機械等の調査をなすものとす。
- (八) 各企業者との聯絡協調紛争の調停等をなすものとす。
- (九) 營業の免許をなすものとす。
- (一〇) 其他本廳より命ぜられたる事項を處理するものとす。

三、日本請負工事統制株式會社

本會社は資本金五百萬圓とし、株主は既往三ヶ年以上連續毎年五拾萬圓以上の請負工事を完成したる實績を有する業者を以て構成し法人組織とす。但し代表者並に常務役員は業者にあらざる者とす。株主は五拾株以上の者とす。

職 制

代表者並に常務役員は業者にあらざるものとし拾名以内とし、其他の役員は全部業者とし二拾名以内とす。總務部、工事部、勞資部、技術部を設け部長を置き、各部に所要の數課を設け課長、課員等の有給職員を置く。

業 務

(一) 工事統制官廳より共同引受をなしたる工事を重點主義により各地方工事統制株式會社に割當共同引受をなさしむるものとす。

(二) 緊急施行を要する特種工事は重點主義により直接業者に割當施工せしむるものとす。

- (二) 共同引受したる工事の完成に對しては無限責任を負ふものとす。
- (四) 業者の請求に係る工事出來高に對する工事費假拂の斡旋をなすものとす。
- (五) 職工、人夫の配給斡旋をなすものとす。
- (六) 工事用資材の蒐集配給の斡旋をなすものとす。
- (七) 技術、單價、歩掛り等の研究調査をなすものとす。
- (八) 工事從業員の使用備用の斡旋をなすものとす。
- (九) 工事用器具、機械の新調、賃貸、賣買の斡旋をなすものとす。
- (一〇) 業者の技能、資力、經營の方法、其從業員、仕立人等の調査をなすものとす。
- (一一) 勞働者の福利、共濟事業の遂行に協力するものとす。
- (一二) 業者との聯絡協調、紛爭の調停等をなすものとす。
- (一三) 其他工事統制官廳より命ぜられたる事項を處理するものとす。
- (一四) 機關誌、業者並に從業員、仕立人名簿の發行をなすものとす。

經理費

實費精算請負工事費の千分の十五を工事着手と同時に各業者より手數料として豫納せしめ、其内千分の五を工事統制官廳に納付し工事完成後精算するものとす。例へば全國に一ヶ所拾萬圓以上の工事が一ヶ年に拾億圓完成するものと假定せば、其千分の十一千萬圓を手數料として收得することとなる。

四、地方請負工事統制株式會社

本會社は資本金壹百萬圓とし全國道府縣に一個所を設け、株主は既往三ヶ年以上連續毎年拾萬圓以上の請負工事を完成

したる實績を有する業者を以て構成し法人組織とす。但し代表者並に常務役員は業者にあらざる者とす。株主は五拾株以上の人者とす。

職務制

代表者並に常務役員は業者にあらざるものとし六名以内とし、其他の役員は全部業者とし拾五名以内とす。總務部、工事部、勞資部、技術部を設け部長を置き、各部に數課を設け課長、課員等の有給職員を置く。

業務

- (一) 日本請負工事統制株式會社より共同引受をなしたる拾萬圓以上の工事並に地方工事統制支廳より共同引受をなしたる拾萬圓未満の工事を重點主義により其地方業者に割當施工せしむるものとす。
- (二) 共同引受をなしたる工事の完成に對しては無限責任を負ふものとす。
- (三) 業者の請求に係る工事出來高に對する工事費假拂の斡旋をなすものとす。
- (四) 地方職工、人夫の配給の斡旋をなすものとす。
- (五) 工事用資材の蒐集配給の斡旋をなすものとす。
- (六) 技術、單價、歩掛りの研究調査をなすものとす。
- (七) 工事從業員の使用備用の斡旋をなすものとす。
- (八) 工事用器具、機械の新調、賃貸、賣買の斡旋をなすものとす。
- (九) 業者の技能、資力、經營の方法、其從業員、仕立人、其器具、機械等の調査をなすものとす。
- (一〇) 勞働者の福利、共濟事業の遂行に協力するものとす。
- (一一) 業者との聯絡協調、紛爭の調停等をなすものとす。

(一一) 其他工事統制官廳より命ぜられたる事項を處理するものとす。

經理費

實費精算請負工事費の千分の十を工事着手と同時に業者より手數料として豫納せしめ、工事完成後精算收得するものとす。但し拾萬圓未滿の工事に對しては同工事費の千分の十五を工事着手と同時に業者より手數料として豫納せしめ、其内千分の五を工事統制官廳へ納付するものとす。例へば全國に一ヶ所拾萬圓以上の工事が拾億圓、拾萬圓未滿の工事が參拾億圓一ヶ年に完成するものと假定せば、其千分の十たる四千萬圓を手數料として收得するが故に全國内一地方請負工事統制株式會社の平均收入は一ヶ年に約八拾三萬圓となる。

五、經理費の分 布

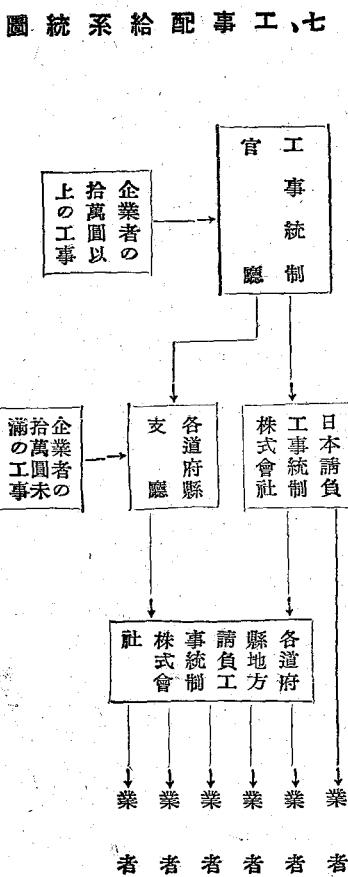
企業者の負擔率

- (イ) 工事統制官廳への納付金
- (ロ) 日本請負統制株式會社の手數料
- (ハ) 地方請負統制株式會社の手數料
- (ニ) 合計
- (ホ) 工事施工業者の收得する手數料
- 合計 企業者の負擔率は

全工事に付	實費精算請負額
拾萬圓以上の工事に付	千分の十
拾萬圓以上の工事に付	千分の十
拾萬圓未滿の工事に付	千分の十
各工事に付	千分の五十
拾萬圓以上の工事に付	千分の七十五
拾萬圓未滿の工事に付	千分の六十五

六、業者に對する特典

- (一) 契約保證金を免除す。



- (一) 業者は下請業者より下請金額(實費精算額)の百分の十の契約保證金を徴収するものとす。
- (二) 業者は下請業者より下請實費精算額の千分の五以内を手數料として收得することを得。
- (三) 業者は下請業者より下請實費精算額の千分の五以内を手數料として收得することを得。
- (四) 業者は下請業者が工事を放棄したときは其契約保證金並に工事出來高に對する工事費を沒收することを得。
- (五) 下請業者の工事完成後の手數料は實費精算請負額の千分の四十五以内とす。
- (六) 業者は下請に附する場合は其契約書の寫を工事着手前工事統制官廳、關係同支廳、日本請負工事統制會社、關係地方請負工事統制會社並に企業者へ夫々提出し、其許可若くは承認を求むるを要す。但し工事の變更、中止、延期等の場合に於ける契約等に關する一切の書類に付ても前項同様の許可若くは承認を要するものとす。
- (七) 前各項の業者に對する特典は勿論、其他請負工事施行に必要なる事項は悉く實費精算請負工事施行規程並に同施行細則により規程するものとす。